

議案第39号

上越市都市公園条例及び上越市道路占用料等徴収条例の一部改正について

上越市都市公園条例及び上越市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

上越市長 中川 幹 太

上越市都市公園条例及び上越市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(上越市都市公園条例の一部改正)

第1条 上越市都市公園条例(昭和46年上越市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第2(3)の表電柱その他これに類するものの部中「540円」を「590円」に、「830円」を「900円」に、「1,100円」を「1,200円」に、「480円」を「530円」に、「770円」を「840円」に、「48円」を「53円」に改め、同表水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの部中「43円」を「47円」に、「58円」を「63円」に、「120円」を「130円」に、「290円」を「320円」に、「580円」を「630円」に改め、同表変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の部中「960円」を「1,100円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の部中「400円」を「440円」に改め、同表標識の部中「770円」を「840円」に改める。

(上越市道路占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 上越市道路占用料等徴収条例(昭和46年上越市条例第123号)の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の部中「540円」を「590円」に、「830円」を「900円」に、「1,100円」を「1,200円」に、「480円」を「530円」に、「770円」を「840円」に、「48円」を「53円」に、「470円」を「510円」に、「290円」を「320円」に、「960円」を「1,100円」に、「400円」を「440円」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の部中「43円」を「47円」に、「58円」を「63円」に、「120円」を「130円」に、「290円」を「320円」に、「580円」を「630円」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の部中「10円」を「11円」に、「770円」を「840円」に、「480円」を「530円」に、「290円」を「320円」に、

「960円」を「1,100円」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の部
中「960円」を「1,100円」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の
部中「0.005」を「0.004」に、「0.008」を「0.006」に、「
0.01」を「0.007」に、「970円」を「940円」に、「580円」を「
560円」に、「960円」を「1,100円」に改め、同表政令第7条第1号に掲げる
物件の部中「770円」を「840円」に、「970円」を「940円」に改め、同表政
令第7条第2号に掲げる工作物の部中「960円」を「1,100円」に改め、同表政令
第7条第3号に掲げる施設の部中「0.033」を「0.031」に改め、同表政令第7
条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の部中「96円」を「110円」
に改め、同表第7条第8号に掲げる施設の部中「0.016」を「0.012」に、「
0.023」を「0.017」に、「0.005」を「0.004」に、「0.008」
を「0.006」に、「0.01」を「0.007」に、「0.033」を「0.025」
に改め、同表政令第7条第9号に掲げる施設の部中「0.016」を「0.015」に、
「0.012」を「0.011」に改め、同表政令第7条第10号に掲げる施設及び自動
車駐車場の部中「0.023」を「0.022」に、「0.012」を「0.011」に
改め、同表政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物の部中「0.016」を「
0.015」に、「0.023」を「0.022」に、「0.033」を「0.031」
に改め、同表政令第7条第12号に掲げる器具の部中「0.033」を「0.025」に
改め、同表政令第7条第13号に掲げる施設の部中「0.016」を「0.015」に、
「0.023」を「0.022」に、「0.033」を「0.031」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の上越市都市公園条例別表第2の規定及び第2条の規定によ
る改正後の上越市道路占用料等徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収す
べき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。